

公益社団法人空気調和・衛生工学会
設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)企業内研修・OJT等の申請及び審査要領
平成26年5月22日 CPD事業委員会制定

(目的)

第1条 本審査要領は、SHASE-CPD 規程に従い申請があった企業内研修・OJT等の内容審査及び手続について定める。

(審査の体制)

第2条 CPD 事業委員会(以下「委員会」という。)内に「企業内研修・OJT 審査WG」を置く。

2 委員会委員で構成するWGの委員は次のとおりとする。

主査 1名(教育普及理事)

委員 4名以内(委員会委員長が指名する)

(対象)

第3条 企業等から登録申請のあった企業内研修・OJT等のプログラムを対象とする。

(申請書類)

第4条 申請に関する書類は、登録申請書(書式1)、企業内研修プログラム(書式2)、OJTプログラム(書式3)及び研修に係る資料とする。

(プログラムの審査)

第5条 企業内研修・OJT等のプログラムは、企業内研修プログラムチェックリスト(書式4)、OJTプログラムチェックリスト(書式5)を基に審査する。

2 企業内研修・OJT等のプログラムは、登録日から起算して5年毎に再提出する。

(審査期間)

第6条 登録申請のあった日から30日以内に審査を行い、結果を通知する。

(報告)

第7条 主査は、審査結果を委員会に報告(書式6)しなければならない。

(費用)

第8条 賛助会員は、審査費用を徴収しない。

2 賛助会員以外の企業等から申請があった場合、審査費用として1件あたり300,000円(税別)を徴収する。

(社内審査体制)

第9条 企業内研修・OJT等の登録を行った企業等は、必ず企業内に審査体制の確立、審査責任者の選任、審査方法を取り決め、委員会に内容を提出しなければならない。

2 審査責任者は、登録申請内容に基づく研修等を実施した場合は、社内審査方法に基づき審査を行い、履歴登録を行わなければならない。

3 前1項の提出を受けた場合は、WGにて審査(書式7)を行い、結果を委員会に報告する。

(改廃)

第10条 本要領の改廃は、CPD 事業委員会の起案・決議による。

附則

1.平成 26 年 5 月 22 日から施行する。